

## ⑧ 住まい



### 1. 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■ 対象

日常生活上の支援が必要な身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等  
※身体障害者については、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。

#### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）  
※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています。（P23）

#### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

#### ☆ 問合せ

##### 身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

##### 精神障害のある方・難病患者

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話（3847）9405 FAX（3841）4325

### 2. 身体障害者生活ホーム「フロム千束」（福祉ホーム）

身体上の障害のため家庭において日常生活に支障がある身体障害者に対し、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供します。

#### ■ 申請方法

家庭環境、住宅事情などにより居宅において生活することが困難な医療的ケア及び夜間ケアを必要としない18歳以上の身体障害者

#### ■ 費用

利用者の収入に応じて自己負担があります。

#### ■ 申請方法

障害福祉課に利用の事前相談をいただき、利用申請をします。申請時に利用希望者の身体状況等の聞き取りを行い、状況を勘案した上で利用の可否を決定します。

#### ☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

### 3. 施設入所支援

---

施設に入所している障害者に対し、主として夜間において、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■ 対象

- ①生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方
- ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は通所によって訓練などを受けることが困難な方
- ③生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上は区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案作成の手続きを経た上で、区が利用の必要性を認めた方
- ④就労継続支援B型を受けている方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案作成の手続きを経た上で、区が利用の必要性を認めた方

#### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）  
※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています。（P23）

#### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

#### ☆ 問合せ

##### 身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

##### 精神障害のある方・難病患者等

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話（3847）9405 FAX（3841）4325

### 4. 都営住宅

---

住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。抽せん方式とポイント方式の募集があります。

#### ■ 家族向住宅（抽せん方式）

申込者、又は、同居親族が次のいずれかに該当する方

- ・心身障害者世帯又は原爆被爆者
- ・公害病認定患者
- ・難病患者 など

級に応じて抽せん時に5倍又は7倍の優遇があります。

#### ■ 家族向住宅（ポイント方式）

（抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、申込地区の募集戸数までの方を入居資格審査対象者とします。）

申込者（東京都内に3年以上居住）又は同居親族が次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～4級
- ・愛の手帳1～3度
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・戦傷病者手帳 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上 など

※申込者又は同居親族が、身体障害者手帳1・2級又は戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上で、満6歳以上の車いす使用者の場合はポイント方式募集（車いす使用者世帯）も対象になります。

### ■ 単身者用車いす使用者向住宅（抽せん方式）

申込者が東京都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～2級
- ・戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上

### ■ 単身者向住宅（抽せん方式）

申込者が単身で東京都内に3年以上居住する次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～4級
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級
- ・愛の手帳 総合判定1～4度 など

詳しくは下記までお問合せください。募集時期になりましたら、区役所住宅課、戸籍住民サービス課、区民事務所、区民事務所分室、地区センターで申込書を配布します。

#### ☆ 問合せ

**東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター**

**電話 (3498) 8894**

**FAX (3409) 4527**

## 5. 都営住宅使用料の減免

### ■ 対象

1. 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方がいる世帯
2. 東京都難病患者等に係る医療費助成を受けている方、児童福祉法に基づく小児慢性疾患に係る医療費助成を受けている方、公害医療手帳をお持ちの方がいる世帯

※収入が一定基準以下の世帯の場合に家賃の減額が受けられます。

#### ☆ 問合せ

**東京都住宅供給公社 お客さまセンター**

**電話 0570 (03) 0071**

**上記の番号がご利用できない方・携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちらへ**

**電話 (6812) 1171**

## 6. 高齢者等家賃等債務保証

台東区では、保証人が見つからないため、民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者、障害者などの世帯に対し、区と協定を結んだ一般社団法人賃貸保証機構に加盟する民間保証会社が保証人の代わりに家賃などの債務保証を行い、高齢者、障害者などが保証会社に支払った保証料の一部を区が助成することにより、その入居を支援します。

### ■ 対象世帯

1. 次のいずれかに該当する世帯
  - ① 高齢者世帯（65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又は高齢者と18歳未満の児童のみの世帯）
  - ② 障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の方、愛の手帳3度以上の方、又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方を含む世帯）

- ③ひとり親世帯（18歳未満の児童と父又は母のみの世帯）
- 2. 台東区内に引き続き3年以上居住していること
- 3. 台東区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住すること
- 4. 緊急連絡先があること
- 5. 保証人がいないこと
- 6. 生活保護を受給しておらず、世帯全員が住民税を滞納していないこと

■ **助成金額**

保証会社に支払った保証料の2分の1（2万円を限度）初回のみ

☆ **問合せ**

**住宅課 区役所5階10番窓口 電話（5246）1213**

## 7. 高齢者等住み替え居住支援

区内の民間賃貸住宅にお住まいで、取り壊しや家主の都合による契約更新拒否により立退きを受けた高齢者、障害者などの世帯に対し、区内の別の民間賃貸住宅に転居した場合、礼金・仲介手数料・引越し費用の一部を区が助成します。

■ **対象世帯**

- 1. 次のいずれかに該当する世帯
  - ①高齢者世帯（65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又は高齢者と18歳未満の児童のみの世帯）
  - ②障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の方、愛の手帳3度以上の方、又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方を含む世帯）
  - ③ひとり親世帯（18歳未満の児童と父又は母のみの世帯）
- 2. 台東区内に引き続き3年以上居住していること
- 3. 区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住すること
- 4. 生活保護を受給しておらず、世帯全員が住民税を滞納していないこと
- 5. 前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯256万8千円以下、2人以上世帯の場合は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下であること
  - ※家主に立ち退き要求に関する証明書を記入していただく必要があります。
  - ※転居前の申込みが必要です。

■ **助成金額**

礼金・仲介手数料・引越し費用（15万円を限度）  
立退き料などが出る場合は、助成額から差し引きます。

☆ **問合せ**

**住宅課 区役所5階10番窓口 電話（5246）1213**